

# 農林水産業の輸出力の強化 【平成28年度補正予算額 270億円】

## 輸出に取り組む民間事業者への支援

### 国内外での輸出拠点の整備（イメージ）

#### 国際空港近隣の卸売市場



低温管理された施設において、ワンストップで検疫・通関を行い空輸

#### 広域集荷対応型の食肉処理施設



海外で必要な衛生基準（HACCP）を満たす施設で、と畜処理・加工した食肉を輸出

#### 産地の集荷場・漁港



密閉型の荷さばき・出荷施設において、地域の食材を新鮮なまま海外に出荷

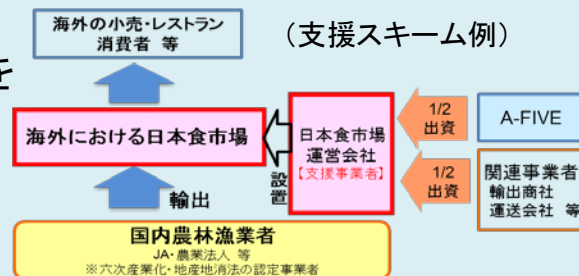
#### 海外の産直市場



海外に産直市場を設置し、日本の産品を直販

### 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による支援の充実

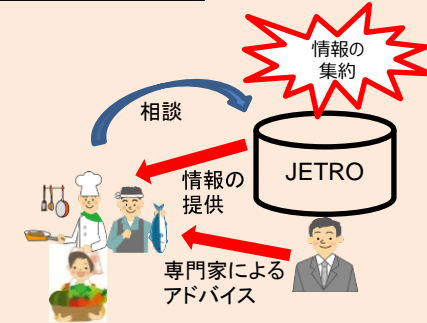
➤ 海外の産直市場の設置者や輸出を行う事業者に対して農林漁業者の負担なしで出資ができるよう、A-FIVEの制度・運用を改善



## 輸出に取り組む民間事業者に対する側面支援

### 輸出拡大のためのサポート体制の充実

- 海外の市場に関する情報等のJETROへの一元的集約と農林漁業者等への相談体制の強化



- 海外において小売店・外食に対して国産農林水産物の需要の掘り起こしを行う体制の強化



- 海外の日本産食材サポーター店等を活用した情報発信等

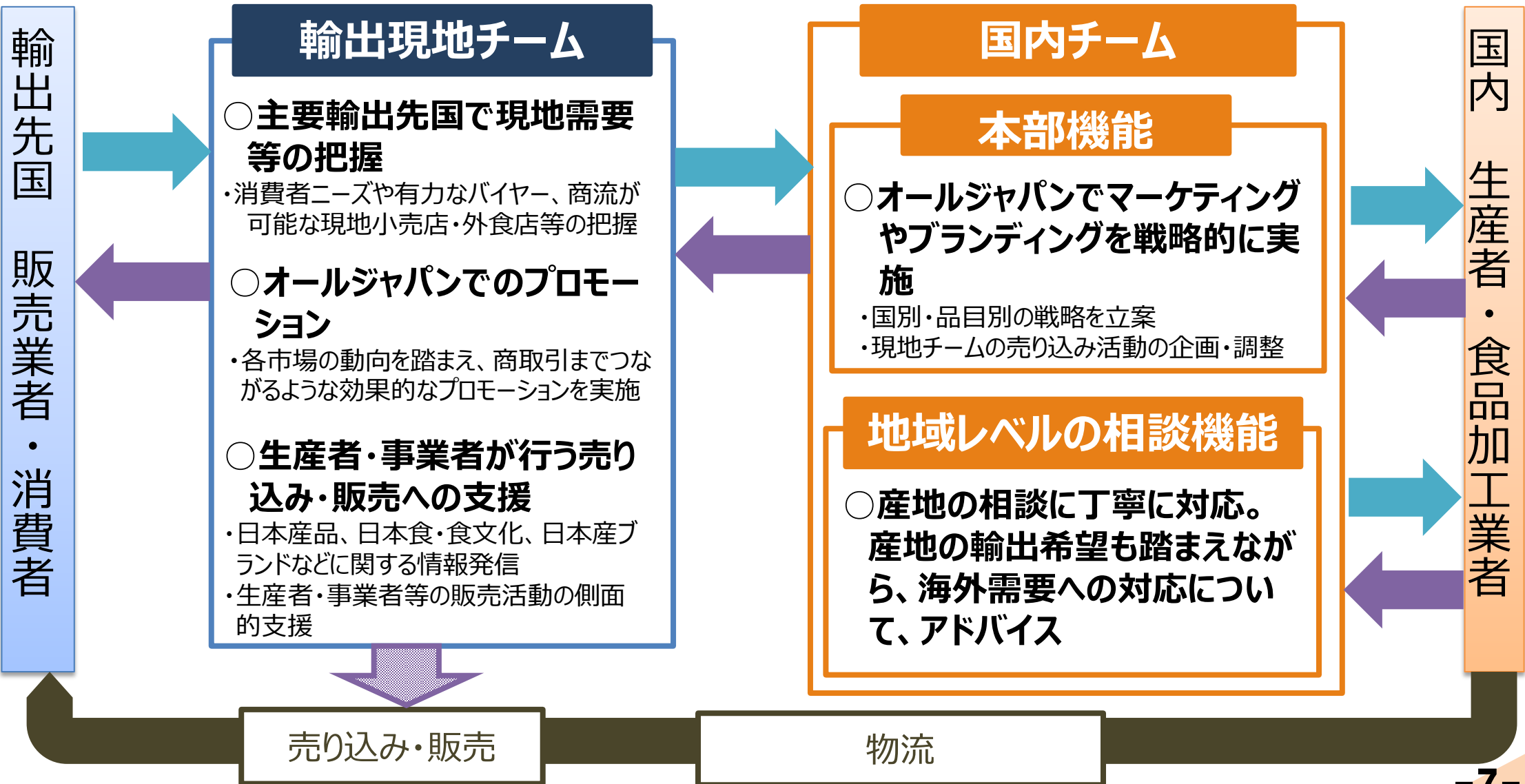


### 政府が主体的に行う輸出環境の整備

- 通関手続の一元化と証明書発行の利便性向上のためのシステム整備
- オリパラも視野に国際的に通用する日本発の民間の規格・認証の仕組みの普及・推進
- 植物品種の登録・出願に対する支援等海外での知的財産権の取得推進等

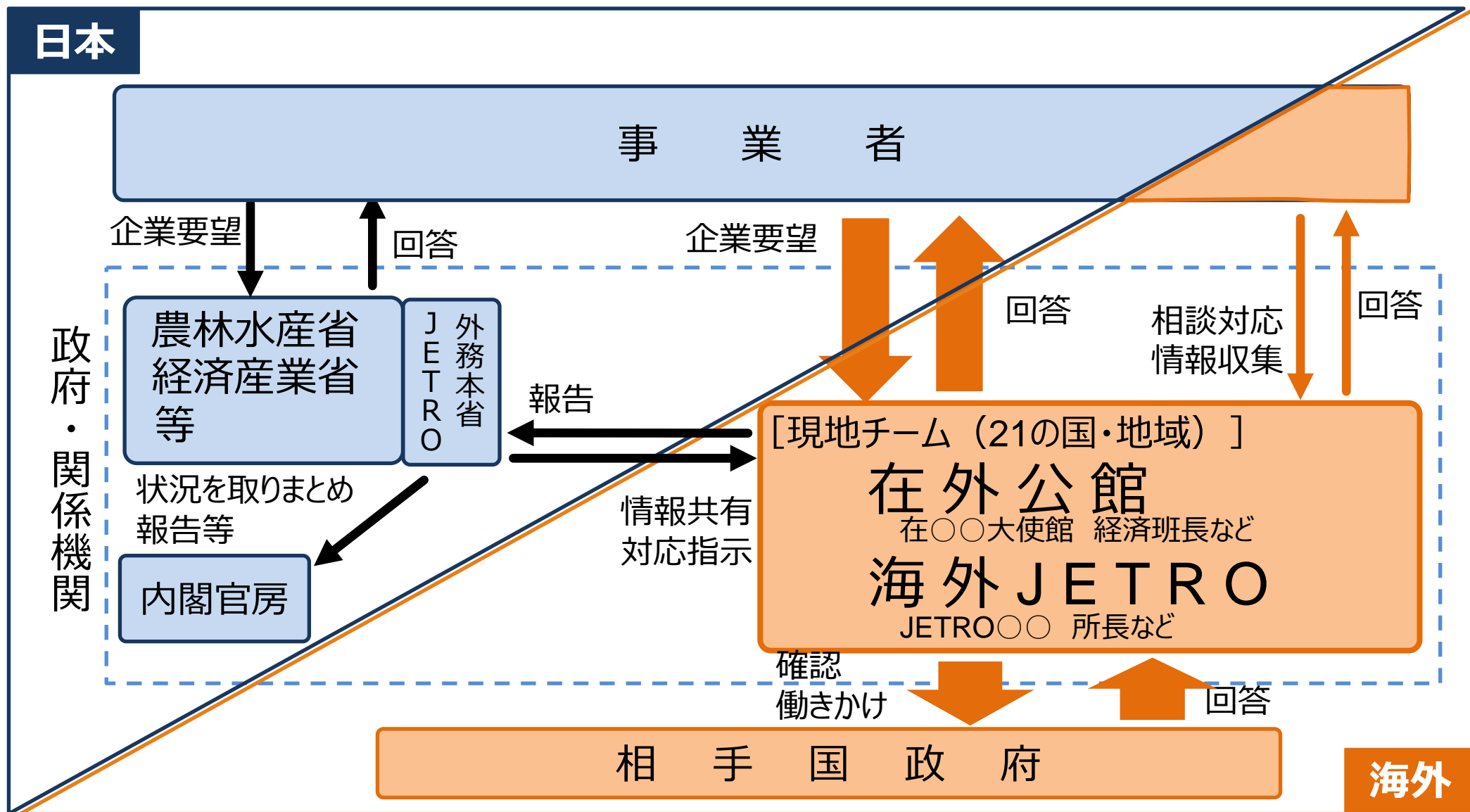
# 輸出サポート機関の体制案（イメージ）

- 輸出サポートの更なる強化のため、海外の消費者や飲食店・小売店等のニーズを詳細に把握した上で、その情報を産地に伝達し、輸出向け商品作りなどのアドバイスを行い、生産者と商社、物流業者等とのマッチングを支援する等の機能を担う体制の整備を検討。



# 在外公館等における輸出規制等に対応する体制の整備

- 輸出事業者や食品事業者が直面する様々な課題を国内外（関係省庁、在外公館、JETRO）で把握し、規制やその運用手続き等の改善・明確化に向けた輸出先国政府への働きかけなど個別問題の課題解決を進めるための現地の体制（現地チーム）を構築



# 原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けている国・地域数は事故後の54から35にまで減少）。

◇ 諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成28年10月11日時点）

| 規制措置の内容                 | 国・地域数 |   | 国・地域名   |
|-------------------------|-------|---|---|
| 規制措置を完全撤廃した国            | 19    |   | カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール  |
| 一部の都県を対象に輸入停止           | 10    | 7 | 韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア  |
|                         |       | 3 | （日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン、レバノン  |
| 一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求 | 18    |   | インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、ニューカレドニア ※EU加盟国（28カ国）を1地域とカウント。 |
| 自国での検査強化                | 7     |   | パキスタン、ウクライナ、イスラエル、イラン、トルコ、モリシャス、カタール  |

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書を要求。

◇ 最近の規制措置が完全撤廃された例

| 撤廃された年月 | 国名                 |
|---------|--------------------|
| 平成25年9月 | ベトナム               |
| 平成26年1月 | イラク                |
| 〃       | 豪州                 |
| 平成27年5月 | タイ<br>※一部の野生動物肉を除く |
| 11月     | ボリビア               |
| 平成28年2月 | インド                |
| 5月      | クウェート              |
| 8月      | ネパール               |

◇ 最近の輸入規制緩和の例

| 緩和された年月           | 国名       | 緩和の主な内容   |
|-------------------|----------|---|
| 平成28年1月           | EU ※     | 検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）     |
| 1、2、3、4、7、8、9、10月 | 米国       | 輸入停止(福島県等) → 一部の品目が順次解除   |
| 3月                | エジプト     | 検査証明書の対象地域及び対象品目に変更（11都県の全ての食品・飼料 → 7県の水産物）                           |
| 6月                | ブルネイ     | 輸入停止（福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品） → 検査証明書添付で輸入可能（福島県の全食品が検査証明書の対象に）       |
| 6、9月              | 仏領ポリネシア  | 検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）（9月） |
| 7月                | カタール     | 検査報告書（47都道府県） → 輸入時サンプル検査   |
| 〃                 | イスラエル    | 輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小   |
| 10月               | ニューカレドニア | 輸入停止（12都県の全ての食品・飼料） → 解除（野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に）         |

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

# 戦略策定後の新たな輸出取組の事例

## JA全農福島、JAふくしま未来 (福島県)

### 【福島県産のモモをタイへ】

東日本大震災後、輸出が停止していたタイ向け輸出は平成24年に再開。タイの大手百貨店(約40店舗)へ販路を拡大し、平成28年7～8月に過去最高の約21トンを輸出。福島県産の桃としては初めてCAコンテナを活用して船便で輸出。



## うれしの 嬉野市 (佐賀県)

### 【日本茶を米国へ初輸出】

ジェットロ佐賀と連携し、市内の茶商、茶生産者、JA等の地域一体で茶の輸出に取り組む。ジェットロの日本茶に関する海外市場セミナー、国内商談会、海外視察・商談などによりターゲット市場の情報収集。米国のバイヤーを茶園に招聘し、平成28年7月に米国向けに初輸出。



# 戦略策定後の新たな輸出取組の事例

(有)わくわく手づくりファーム川北  
(石川県)

【クラフトビールを台湾、香港等へ】

アミノ酸GABAを多く含む高付加価値のクラフトビールを、平成27年4月よりシンガポールでの試験販売を開始。平成28年4月から台湾の仏系スーパー向けに継続出荷。5月には香港向けの輸出も開始し、現地での評価も高く高級レストラン等で販売。



(株)秋川牧園  
(山口県)

【自社加工の焼き鳥を香港へ】

直営農場や提携農家で成育した鶏肉を焼き鳥に自社加工し、平成28年3月に香港でテスト販売。平成28年6月より香港の高級スーパー向けに輸出を開始。輸出向けの製品は、販売先のバイヤーと共に現地の嗜好に合わせて1年がかりで開発。

